

○開発保全航路において確保すべき水深

(平成二十一年二月九日)

(国土交通省告示第二百二十五号)

改正 平成二十二年十二月十六日国土交通省告示第一三〇六号

同 二十三年 七月二一日同 第 七六五号

同 二十六年 一月一五日同 第 二八号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三条の六の規定を実施するため、開発保全航路において確保すべき水深を次のように定めたので、告示する。

開発保全航路において確保すべき水深

国土交通大臣が、開発保全航路の区域において船舶が安全に航行するために開発及び保全に関する工事を行うに当たり確保すべき水深は、次の表のとおりとする。

| 開発保全航路の区域 | 水 深 |
|-----------|-----|
|-----------|-----|

| | |
|-------------------------------|---------|
| 東京湾中央航路（木更津泊地及び中ノ瀬泊地の区域を除く。） | 二十三メートル |
| 東京湾中央航路（木更津泊地の区域に限る。） | 二十メートル |
| 東京湾中央航路（中ノ瀬泊地の区域に限る。） | 十五メートル |
| 中山水道航路 | 十四メートル |
| 備讃瀬戸航路（南航路の区域を除く。） | 十九メートル |
| 備讃瀬戸航路（南航路の区域に限る。） | 十三メートル |
| 鼻栗瀬戸航路 | 八メートル |
| 来島海峡航路 | 十四メートル |
| 音戸瀬戸航路 | 五メートル |
| 奥南航路 | 三メートル |
| 船越航路 | 三メートル |
| 細木航路 | 三メートル |
| 関門航路（六連島東側航路及び六連島西側航路の区域を除く。） | 十四メートル |

| | |
|---|---------|
| 関門航路（六連島東側航路及び六連島西側航路の区域に限る。） | 十五メートル |
| 本渡瀬戸航路 | 四・五メートル |
| 蟬蛾ノ瀬戸航路 | 六メートル |
| 平戸瀬戸航路（東水道の区域に限る。） | 八・五メートル |
| 平戸瀬戸航路（東水道の区域を除く。） | 十・五メートル |
| 万関瀬戸航路 | 五・五メートル |
| 竹富南航路（竹富島南側航路の区域を除く。） | 三メートル |
| 竹富南航路（竹富島南側航路の区域に限る。） | 四メートル |
| <p>（備考）</p> <p>一 東京湾中央航路において「木更津泊地の区域」とは、次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(4)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域をいう。</p> <p>(1) 川崎東扇島防波堤東灯台（北緯三五度二九分四一秒東経一三九度四六分五九秒）から 一二三度七、六八〇メートルの地点</p> | |

(2) 木更津港防波堤西灯台（北緯三五度二二分三七秒東経一三九度五一分四〇秒）から五
度一五分五、六三〇メートルの地点

(3) 木更津港防波堤西灯台から二九二度三〇分五、一〇〇メートルの地点

(4) 川崎東扇島防波堤西灯台（北緯三五度二八分五一秒東経一三九度四五分三秒）から一
六四度八、六二〇メートルの地点

二 東京湾中央航路において「中ノ瀬泊地の区域」とは、次に掲げる地点を順次に結んだ線
及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域をいう。

(1) 横浜大黒防波堤東灯台（北緯三五度二七分二四秒東経一三九度四二分二五秒）から一
四〇度六、八〇〇メートルの地点

(2) 第二海堡灯台（北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四四分二九秒）から一三度三〇
分一一、〇六〇メートルの地点

(3) 第二海堡灯台から〇度四、〇三〇メートルの地点

(4) 第二海堡灯台から三二〇度二、六〇〇メートルの地点

(5) 横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台（北緯三五度二分四三秒東経一三九度三九分三〇秒）から八七度四五分五、四三〇メートルの地点

(6) 横浜本牧防波堤灯台（北緯三五度二分三六秒東経一三九度四一分二一秒）から一度四五分五、九二〇メートルの地点

三 備讃瀬戸航路において「南航路の区域」とは、次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(19)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域をいう。

(1) 小瀬居島三角点（北緯三四度二分二三秒東経一三三度五一分二一秒）から三〇七度一、三一〇メートルの地点

(2) 小瀬居島三角点から三〇七度五〇〇メートルの地点

(3) 小瀬居島三角点から三一一度一五分四三〇メートルの地点

(4) 沙弥島北端（北緯三四度二分一二秒東経一三三度四九分九秒）から四三度四五分一、一六〇メートルの地点

(5) 波節岩灯標（北緯三四度二分四二秒東経一三三度四二分四七秒）から九七度三〇分

-
- 五、三九〇メートルの地点
- (6) 波節岩灯標から二〇〇度四、九〇〇メートルの地点
- (7) 二面島灯台（北緯三四度一八分五秒東経一三三度三七分一九秒）から一〇六度三〇分四、七〇〇メートルの地点
- (8) 二面島灯台から一八五度四五分一、三三〇メートルの地点
- (9) 二面島灯台から一九五度五七〇メートルの地点
- (10) 二面島灯台から九七度四、三七〇メートルの地点
- (11) 波節岩灯標から二〇六度三〇分四、三六〇メートルの地点
- (12) 波節岩灯標から九〇度三〇分五、〇九〇メートルの地点
- (13) 牛島灯標（北緯三四度二三分東経一三三度四六分四七秒）から一二八度一五分一、八八〇メートルの地点
- (14) 牛島灯標から九〇度四五分二、〇二〇メートルの地点
- (15) 牛島灯標から七四度二、〇〇〇メートルの地点
-

(16) 鍋島灯台から二三〇度一、五三〇メートルの地点

(17) 鍋島灯台から二一八度一五分一、七二〇メートルの地点

(18) 鍋島灯台から一七八度一、五八〇メートルの地点

(19) 鍋島灯台から一三四度一五分一、二五〇メートルの地点

四 関門航路において「六連島東側航路の区域」とは、次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(12)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれる区域をいう。

(1) 六連島三角点（北緯三三度五八分三七秒東経一三〇度五一分五一秒）から四〇度四五分二、八九〇メートルの地点

(2) 六連島三角点から七四度一、九七〇メートルの地点

(3) 六連島三角点から一一九度一、八二〇メートルの地点

(4) 若松洞海湾口防波堤灯台（北緯三三度五六分二八秒東経一三〇度五一分二秒）から五一度二、二八〇メートルの地点

(5) 若松洞海湾口防波堤灯台から七〇度一五分一、八八〇メートルの地点

-
- (6) 六連島三角点から二一度一五分二、一〇〇メートルの地点
 - (7) 六連島三角点から二一〇度三〇分二、〇八〇メートルの地点
 - (8) 六連島三角点から一九九度四五分二、一八〇メートルの地点
 - (9) 六連島三角点から一七七度四五分一、八六〇メートルの地点
 - (10) 六連島三角点から一二六度三〇分一、〇八〇メートルの地点
 - (11) 六連島三角点から六五度三〇分一、〇二〇メートルの地点
 - (12) 六連島三角点から三五度四五分一、二五〇メートルの地点

五 関門航路において「六連島西側航路の区域」とは、次に掲げる地点を順次に結んだ線及

び(1)に掲げる地点と(7)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域をいう。

- (1) 六連島三角点（北緯三三度五八分三七秒東経一三〇度五一分五一秒）から三〇二度一五分二、九七〇メートルの地点
 - (2) 六連島三角点から三一二度二、一三〇メートルの地点
 - (3) 六連島三角点から二四五度三〇分二、一九〇メートルの地点
-

(4) 若松洞海湾口防波堤灯台（北緯三三度五六分二八秒東経一三〇度五一分二秒）から三六度一、六七〇メートルの地点

(5) 若松洞海湾口防波堤灯台から一〇〇度九〇〇メートルの地点

(6) 若松洞海湾口防波堤灯台から三二七度三〇分一、八六〇メートルの地点

(7) 六連島三角点から二四七度三、二八〇メートルの地点

六 平戸瀬戸航路において「東水道の区域」とは、次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(5)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）別表第二第十三号の国土交通大臣が定める陸域以外の区域をいう。

(1) 広瀬灯台（北緯三三度二分五三秒東経一二九度三四分九秒）から三三七度三〇分二八〇メートルの地点

(2) 広瀬灯台から八三度一〇メートルの地点

(3) 広瀬灯台から一二三度一五分三四〇メートルの地点

(4) 広瀬灯台から一八〇度四三〇メートルの地点

(5) 広瀬灯台から一八九度一五分六八〇メートルの地点

七 竹富南航路において「竹富島南側航路の区域」とは、次に掲げる地点を順次に結んだ線

及び(1)に掲げる地点と(4)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域をいう。

(1) 竹富三角点（北緯二四度一九分五五秒東経一二四度五分一〇秒）から一〇八度三〇分二、九二六メートルの地点

(2) 竹富三角点から一一〇度三、〇二四メートルの地点

(3) 竹富三角点から一六七度三〇分二、六七四メートルの地点

(4) 竹富三角点から一六八度三〇分二、五六〇メートルの地点